# FutureOne クラウドインフラサービス (Lite) 利用規約

<AZS>

- 第1条 (利用規約の適用) FutureOne株式会社(以下「当社」 といいます。)は、この利用規約(以下単に「利用規約」といいます。) に基づき、利用申込者に本サービスを提供します。
  - 2. 利用規約と個別の利用契約の規定が異なるときは、個別の利用契約の規定が利用規約に優先して適用されるものとします。
  - 3. 本利用規約の規定は、マイクロソフト社および当社との契約、利用 規約およびサービス条件等(以下「Azure 利用規約」という。)の規 定に矛盾する場合には「Azure 利用規約」が優先するものとします。
- **第2条(定義)** 利用規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。
  - (1) 本サービス 利用規約に基づき当社が利用申込者に提供する別紙A所定の製品及びサービス
  - (2) マイクロソフト社 アメリカ合衆国に住所を有する「Microsoft Azure」の提供元である会社
  - (3) Microsoft Azure マイクロソフト社が弊社に使用許諾をする ことにより利用申込者に提供される本サービスを構成する サービスおよび機能
  - (4) 本ソフトウェア 本サービスの提供の為に当社またはマイクロソフト社が提供するソフトウェア利用申込者 利用規約に基づく利用契約を当社と締結し、本サービスの提供を受ける者
  - (5) 利用契約 利用規約に基づき当社と利用申込者との間に締結される本サービスの提供に関する契約であり契約書または利用申込書および利用申込承諾書により証される
  - (6) 利用契約等 利用契約、利用申込書、利用申込承諾書及び利 用規約
  - (7) 利用申込者設備 本サービスの提供を受けるため利用申込 者が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及び ソフトウェア
  - (8) 本サービス用設備 本サービスを提供するにあたり、当社が 設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフ トウェア
  - (9) 本サービス用設備等 本サービス用設備及び本サービスを 提供するにあたり、当社が電気通信事業者より借り受ける電 気通信回線やクラウドサービスプロバイダーより提供され るインフラ設備
  - (10) 消費税等 消費税法及び同法に関連する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額その他利用申込者が支払に際して負担すべき公租公課
  - (11) ユーザ I D 本サービス利用者とその他の者を識別するために用いられる符号
  - (12) パスワード ユーザ I D と組み合わせて、本サービス利用者 とその他の者を識別するために用いられる符号
  - (13) 販売店 当社の提供する本サービスを利用申込者へ販売する会社であり、本サービスの利用規約上の規定を利用申込者へ遵守させ、本規約に特段の記載がある場合を除き、利用申込者と連帯して本利用規約に規定される義務を負うもの
  - (14) 本サービス利用者 利用申込者の従業員で、実際に本サービ スを利用する者
- **第3条(利用規約の変更)** 当社は以下の場合に、当社の裁量により、利用規約を変更することができます。
  - (1)利用規約の変更が、本サービスの利用申込者の一般の利益に適合するとき。
  - (2)利用規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
  - 2. 当社は、前項による利用規約の変更にあたり、変更後の利用規約の 効力発生日の1か月前までに、利用規約を変更する旨及び変更後の 利用規約の内容とその効力発生日を当社ウェブサイト (URL: https://status.cloud.infinione.net) に掲示し、または利用申込 者に電子メールで通知するものとします。
  - 3. 変更後の利用規約の効力発生日以降に利用申込者が本サービスを

利用したときは、利用申込者は、利用規約の変更に同意したものと みなします。

- **第4条(通知)** 当社から利用申込者への通知は、利用契約等に特段の定めのない限り、通知内容を電子メールまたは書面など、当社が適当と判断する方法により行います。
  - 2. 前項の規定に基づき、当社から利用申込者への通知を電子メール の送信により行う場合には、利用申込者に対する当該通知は、それ ぞれ電子メールの送信がなされた時点から効力を生じるものとしま す。
- 第5条(合意管轄) 利用申込者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合 には、東京地方裁判所をもって合意による専属管轄裁判所とします。
- 第6条 (準拠法) 利用契約等の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠 法は、日本法とします。
- 第7条 (利用契約の締結等) 利用契約は、本サービスの利用申込者が、当社所定の方法に従い利用申し込み手続きを行い、当社がこれに対し当社所定の方法による FutureOne クラウドインフラサービス (Lite)利用申込承諾書(以下、単に「利用申込承諾書」という。)の 通知を発信したときに成立するものとし、当社と利用申込者間の契約内容については、利用申込承諾書に記載されている事項とします。 なお、本サービスは、利用申込者が利用規約の内容につき承諾の上、 かかる申込を行うものとし、本サービスの利用申込者が本サービスを利用した時点で、当社は、本サービスの利用申込者が利用規約の 内容を承諾しているものとみなします。
  - 2. 本サービスの提供には、利用申込者が FutureOne クラウドインフラサービス(Lite)利用申込書に記載の「搭載ソフトウェア・機能」の用途で使用している必要があります。
  - 3. 利用申込者からの利用契約の申込内容の変更に関し、増加および減少を希望する月の60日前までに当社に書面により申込むことにより、変更することができます。
  - 4. 利用契約の変更は、利用申込者が当社所定方法で当社に申請し、当 社がこれに対し当社所定の方法により承諾の通知を発信したときに 成立するものとします。
  - 5. 当社は、前各項その他利用規約の規定にかかわらず、本サービスの利用申込者が次の各号のいずれかに該当する場合には、利用契約又は利用変更契約を締結しないことができます。
    - (1) 本サービスに関する金銭債務の不履行、その他利用契約等 に違反したことを理由として利用契約を解除されたこと があるとき
    - (2) 利用申込内容又は利用変更申込内容に虚偽の記載、誤記が あったとき又は記入もれがあったとき
    - (3) 金銭債務その他利用契約等に基づく債務の履行を怠るお それがあるとき
    - (4) マイクロソフト社の「Azure 利用規約」に規定されている 利用条件を満たさないとき
    - (5) その他当社が不適当と判断したとき
- 6. 当社が本サービスの利用者数の増加により、スペックの変更およびサービス構成を変える必要が生じた場合には、利用申込者との締結済み利用契約は解約となり、利用料金については第17条(本サービスの利用料金、算定方法等)および第18条2項(利用料金の支払義務)の手続きに従うものとし、新たに新サービスの利用契約を締結するものとします。
- 第8条(販売店の義務) 販売店は、本サービスを利用申込者に販売した 場合には、本利用規約に規定における義務を利用申込者と連帯して 遵守する義務を負い、利用申込者が義務を履行しない場合には、当 社は、販売店に対して利用申込者へ行うのと同様の請求を行うこと できるものとします。
  - 2. 本サービスが販売店を経由して利用申込者へ販売された場合においては、本利用規約第3条、第4条、第7条、第9条、第13条、第14条、第17条、第18条、第19条および第25条等における利用申込者は販売店と読み替えるものとし、利用申込者に代わって義務を履行するものとします。
- 第9条(変更通知) 利用申込者は、その商号若しくは名称、本店所在地 若しくは住所、連絡先その他利用申込内容の利用申込者にかかわる

- 事項に変更があるときは、当社の定める方法により変更予定日の3 0日前までに当社に通知するものとします。
- 2. 当社は、利用申込者が前項に従った通知を怠ったことにより利用 申込者が通知の不到達その他の事由により損害を被った場合であっ ても、一切責任を負わないものとします。
- **第10条(一時的な中断及び提供停止)** 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、利用申込者への事前の通知又は承諾を要することなく、本サービスの提供を中断することができるものとします。
  - (1) 本サービス用設備等の故障により保守を行う場合
  - (2) 運用上又は技術上の理由でやむを得ない場合
  - (3) 本サービスを構成する Microsoft Azure で障害が発生している場合
  - (4) その他天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合
  - 2. 当社は、本サービス用設備等の定期点検を行うため、または、Microsoft Azureに関する点検等を行うため、利用申込者に事前に7日前までに通知の上、本サービスの提供を一時的に中断できるものとします。但し、緊急を要する点検および保守を行う場合には、事前の通知なく一時的に中断できるものとします。
  - 3. 当社は、利用申込者が第14条(当社からの利用契約の解約)第1項各号のいずれかに該当する場合又は利用申込者が利用料金未払いその他利用契約等に違反した場合には、利用申込者への事前の通知若しくは催告を要することなく本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。
  - 4. 当社は、前各項に定める事由のいずれかにより本サービスを提供できなかったことに関して利用申込者又はその他の第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。
- 第11条 (契約期間) 当社の通知する利用申込承諾書に記載されている「利用開始日」及び「利用終了日」に従うものとします。ただし、当社が定める方法により期間満了60日前までに利用申込者又は当社から別段の意思表示がないときは、利用契約は期間満了日の翌日からさらに従前と同一の条件にて更新されるものとし、以後もまた同様とします。
- 第12条(最短利用期間) 本サービスの最短利用期間は、利用申込者に本サービスの提供を開始した日から起算して計算され、利用申込承諾書に記載される期間とします。なお、第11条の規定により、契約期間が更新された場合、契約期間満了日の翌日を起算日として再計算され、最短利用期間も従前と同一の条件にて更新されるものとし、以後もまた同様とします。
  - 2. 利用申込者は、前項の最短利用期間内に利用契約の解約を行う場合は、第13条(利用申込者からの利用契約の解約)に従うことに加え、当社が定める期限までに、解約日以降最短利用期間満了日までの残余の期間に対応する利用料金に相当する額及びその消費税相当額を一括して当社に支払うものとします。
- 第13条(利用申込者からの利用契約の解約) 利用申込者は、解約希望日の60日前までに当社が定める方法により当社に通知することにより、解約希望日をもって利用契約を解約することができるものとします。なお、解約希望日の記載のない場合又は解約希望通知到達日から解約希望日までの期間が30日未満の場合、解約希望通知が当社に到達した日より30日後を利用申込者の解約希望日とみなすものとします。
  - 2. 利用申込者は、前項に定める通知が当社に到達した時点において 未払いの利用料金等又は支払遅延損害金がある場合には、直ちにこれを支払うものとします。
- 第14条(当社からの利用契約の解約) 当社は、利用申込者が次の各 号のいずれかに該当すると判断した場合、利用申込者への事前の通 知若しくは催告を要することなく利用契約の全部若しくは一部を解 約することができるものとします。
  - (1) 手形又は小切手が不渡りとなったとき
  - (2) 差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申し立てがあっ **第18条(利用料金の支払義務)** 利用申込者は、利用契約が成立したたとき、又は、租税滞納処分を受けたとき 日から起算して利用契約の終了日までの期間(以下「利用期間」と
  - (3) 破産手続開始、特定調停手続き開始、会社更生手続開始若 しくは民事再生手続開始その他これらに類似する倒産手 続き開始の申し立てがあったとき、又は、精算に入ったと き
  - (4) 解散又は事業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡 しようとしたとき
  - (5) 監督官庁から営業の取消・停止処分等を受けたとき、又は、

- 転廃業しようとしたとき
- (6) 本規約に基づく債務を履行せず、相手方から相当の期間を 定めて催告を受けたにもかかわらず、なおその期間内に履 行しないとき
- (7) その他本規定を遵守しないとき
- 2. 利用申込者は、前項による利用契約の解約があった時点において 未払いの利用料金等又は支払遅延損害金がある場合には、当社が定 める日までにこれを支払うものとします。
- 第15条 (本サービスの廃止および変更等) 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部又は一部を廃止するものとし、廃止日をもって利用契約の全部又は一部を解約することができるものとします。
- (1) 廃止日の12か月前までに利用申込者に通知した場合
- (2) 天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合
- (3) 当社の責によらず、本サービスの内容を変更しなければならない 事由が生じ、廃止日、および変更日の3か月前までに利用申込者 に通知した場合
- 第16条(本サービスの種類と内容) 当社が一般的に提供する本サービスの種類及びその内容は、別紙Aに定めるとおりとし、利用申込者が具体的に利用できる本サービスの種類は、利用契約等にて定めるものとします。
  - 2. 利用申込者は以下の事項を含む本利用規約の内容を了承の上、本サービスを利用するものとします。
    - (1) 第26条(免責)第1項各号に掲げる場合を含め、本サービスに当社に起因しない不具合が生じる場合があること
    - (2) 当社に起因しない本サービスの不具合については、当社は、 一切その責を免れること
  - 3. 利用申込者は、利用契約等に基づいて、本サービスを利用することができるものであり、本サービスに関する知的財産権その他の権利を取得するものでないことを承諾します。
- 第17条(本サービスの利用料金、算定方法等) 本サービスの利用料金、算定方法等は、本サービスの注文書又は利用契約および利用申込承諾書記載の料金に定めるとおりとします。
  - 2. 利用申込者は当社に対して、本サービスの利用料金の支払の際、利用料金に消費税および地方消費税(本利用規約において、これらを総称して「消費税等」という)相当額を合算して支払うものとする。なお、消費税等相当額の算定に関して1円未満の端数が生じた場合には当該端数は切り捨てるものとする。また消費税等相当額は、本利用規約の締結時に適用されている税率に基づき算定されるが、税率の改定その他の事由により消費税等相当額の算定方法に変更が生じた場合は、当該消費税等相当額は変更されるものとする。また、利用申込者は、前払いによる支払い後に、税率の改定等により消費税相当額の不足、未払いが発生した場合には当社からの請求に従い支払うものとする。
  - 3. 本サービスの利用料金は利用期間の開始日が月の途中であっても、 申込日翌月1日から発生するものとします。また、契約内容が変更 された場合、変更日が月の途中であっても日割り計算はせず、変更 日の翌月より変更後の利用料金が適用されるものとします。また、 利用契約の解約日が月の途中の場合であっても、当該解約日の属す る月末までの利用料金を支払うものとする。
  - 4. 当社は、本サービスの利用料金、算定方法等を、為替、電気料金の変動およびの Microsoft Azure 料金改定等により四半期毎に見直し変更することがあります。このとき、利用申込者は、利用料金、算定方法の変更があることを了承するものとし、本サービスの利用料金は、当該変更後の内容となるものとします。
  - 5. 当社は、前項の変更を行う場合は、2か月の予告期間をおいて、変更後の新利用料金、新算定方法等の内容を利用申込者に通知するものとします。但し、マイクロソフト社のMicrosoft Azure の料金改定に伴う変更については予告なく行うものとします。
- 第18条 (利用料金の支払義務) 利用申込者は、利用契約が成立した 日から起算して利用契約の終了日までの期間(以下「利用期間」と いいます。)について、利用申込承諾書記載の料金に定める利用料金 及びこれにかかる消費税等を利用契約等に基づき支払うものとしま す。なお、利用申込者が本条に定める支払を完了しない場合、当社 は、第10条 (一時的な中断及び提供停止)第3項の定めに従い、 本サービスの提供を停止することができるものとします。
  - 2. 利用期間において、第10条(一時的な中断及び提供停止)に定める本サービスの提供の中断、停止その他の事由により本サービスを

利用することができない状態が生じたときであっても、利用申込者は、利用期間中の利用料金及びこれにかかる消費税等の支払を要します。

- 第19条(利用料金の支払方法) 利用申込者は、本サービスの利用申 込承諾書記載の金額(年額または月額)及びこれにかかる消費税等 を、年額の場合には、利用開始月末締め翌月末までの年一括払いに て、月額の場合には、利用開始月より、毎月末締め翌月末日までに 毎月払いとし、当社指定の金融機関へ振り込み、又は引き落としの いずれかの方法で支払うものとします。なお、支払に必要な振込手 数料その他の費用は、利用申込者の負担とします。
- 第20条(自己責任の原則) 本サービスを利用して利用申込者が提供 又は伝送する情報(コンテンツ)については、利用申込者の責任で 提供されるものであり、当社はその内容等についていかなる保証も 行わず、また、それに起因する損害についてもいかなる責任も負わ ないものとします。
  - 2. 利用申込者は、利用申込者がその故意又は過失により当社に損害を与えた場合、当社に対して、当該損害の賠償を行うものとします。
- **第21条(禁止事項)** 利用申込者は、本サービスの利用に関して、以下 の各号の行為を行わないものとします。
  - (1) 当社若しくは第三者の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
  - (2) 本サービスの内容や本サービスにより利用しうる情報を改 ざん又は消去する行為
  - (3) 利用契約等に違反して、第三者に本サービスを利用させる 行為
  - (4) 法令若しくは公序良俗に違反し、又は当社若しくは第三者 に不利益を与える行為
  - (5) 他者を差別若しくは誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
  - (6) 詐欺等の犯罪に結びつく又は結びつくおそれがある行為
  - (7) わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文書等 を送信又は掲載する行為
  - (8) 無限連鎖講を開設し、又はこれを勧誘する行為
  - (9) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
  - (10) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は 掲載する行為
  - (11) 無断で第三者に広告、宣伝若しくは勧誘のメールを送信する行為、又は第三者が嫌悪感を抱く、若しくはそのおそれのあるメール (嫌がらせメール)を送信する行為
  - (12) 第三者の設備等又は本サービス用設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為
  - (13) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、 その行為を助長する態様・目的でリンクをはる行為
  - 2. 利用申込者は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、又は該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちに当社に通知するものとします。
  - 3. 当社は、本サービスの利用に関して、利用申込者の行為が第1項 各号のいずれかに該当するものであること又は利用申込者の提供した情報が第1項各号のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合、事前に利用申込者に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を一時停止し、又は第1項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとします。ただし、当社は、利用申込者の行為又は利用申込者が提供又は伝送する(利用申込者の利用とみなされる場合も含みます。)情報(データ、コンテンツを含みます。)を監視する義務を負うものではありません。
- **第22条(善管注意義務)** 当社は、本サービスの利用期間中、善良なる管理者の注意をもって本サービスを提供するものとします。ただし、利用契約等に別段の定めがあるときはこの限りでないものとします。
- **第23条(本サービス用設備等の障害等)** 当社は、本サービス用設備等について障害があることを知ったときは、遅滞なく利用申込者にその旨を通知するものとします。
  - 2. 当社は、当社の設置した本サービス用設備に障害があることを知ったときは、遅滞なく本サービス用設備を修理又は復旧します。
  - 3. 当社は、本サービス用設備等のうち、当社が借り受けた本サービス 設備等について障害があることを知ったときは、当該の電気通信事業者又はクラウドサービスプロバイダーに修理又は復旧を指示するものとします。

- 4. 上記のほか、本サービスに不具合が発生したときは、利用申込者及び当社は、それぞれ遅滞なく相手方に通知し、両者協議のうえ各自の行うべき対応措置を決定したうえでそれを実施するものとします。
- 第24条(秘密情報の取り扱い) 利用申込者及び当社は、本サービス 遂行のため相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上 の情報のうち、相手方が特に秘密である旨あらかじめ書面で指定し た情報で、提供の際に秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の 表示を明記した情報(以下「秘密情報」といいます。)を第三者に開 示又は漏洩しないものとします。ただし、相手方からあらかじめ書面 による承諾を受けた場合及び次の各号のいずれかに該当する情報に ついてはこの限りではありません。
  - (1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
  - (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
  - (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
  - (4)利用契約等に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公 知となった情報
    - (5) 本条に従った指定、範囲の特定や秘密情報である旨の表示が なされず提供された情報
  - 2. 前各項の定めにかかわらず、利用申込者及び当社は、秘密情報のうち法令の定めに基づき又は権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先又は当該官公署に対し開示することができるものとします。この場合、利用申込者及び当社は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後すみやかにこれを行うものとします。
  - 3. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な 措置を講ずるものとします。
  - 4. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方より提供を受けた秘密情報を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、本サービス遂行上必要な範囲内で秘密情報を化体した資料等(以下本条において「資料等」といいます。)を複製又は改変(以下本項においてあわせて「複製等」といいます。)することができるものとします。この場合、利用申込者及び当社は、当該複製等された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱うものとします。なお、本サービス遂行上必要な範囲を超える複製等が必要な場合は、あらかじめ相手方から書面による承諾を受けるものとします。
  - 5. 前各項の規定に関わらず、当社が必要と認めた場合には、所定の再 委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、利用申込者から事前 の書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができ ます。ただしこの場合、当社は、再委託先に対して、本条に基づき当 社が負う秘密保持義務と同等のものを負わせるものとします。
  - 6. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方の要請があったときは、 資料等(本条第4項に基づき相手方の承諾を得て複製、改変した秘密 情報を含みます。)を相手方に返還し、秘密情報が利用申込者設備又 は本サービス用設備に蓄積されている場合は、これを完全に消去す るものとします。
  - 7. 本条の規定は、利用契約終了後、3年間有効に存続するものとしませ
  - 8. 本条の定めにかかわらず、利用申込者は本サービス向上の為に利用申込者の会社情報(一部個人情報を含む)を当社に提供頂くことを予め承諾するものとする。
- 第25条(損害賠償の制限) 債務不履行責任、不法行為責任、その他法 律上の請求原因の如何を問わず、本サービス又は利用契約等に関し て、当社が利用申込者に対して負う損害賠償責任の範囲は、当社の 責に帰すべき事由により又は当社が利用契約等に違反したことが直 接の原因で利用申込者に現実に発生した通常の損害に限定され、損 害賠償の額は以下の各号に定める額を超えないものとします。ただ し、利用申込者の当社に対する損害賠償請求は、利用申込者による 対応措置が必要な場合には、利用申込者が第24条(本サービス用 設備等の障害等)第4項などに従い対応措置を実施したにもかかわ らず改善が不可能であったときに限り行えるものとします。なお、 当社の責に帰すことができない事由から生じた損害、当社の予見の 有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益について当社は、 賠償責任を負わないものとします。
  - (1) 当該事由が生じた月の前月末日から初日算入にて 起算して、過去12ヶ月間に発生した、損害発生 の直接の原因となった当該本サービスに係わる料 金の平均月額料金(12ヶ月分)

- (2) 当該事由が生じた月の前月末日から初日算入にて 起算して本サービスの開始日までの期間が1ヶ月 以上ではあるが12ヶ月に満たない場合には、当 該期間(1月未満は切捨て)に発生した、損害発 生の直接の原因となった当該本サービスに係わる 料金の平均月額料金(12ヶ月分)
- (3) 前各号に該当しない場合には、当該事由が生じた 日の前日までの期間に発生した、損害発生の直接 の原因となった当該本サービスに係わる料金の平 均日額料金(1日分)に365を乗じた額
- 第26条(免責) 本サービス又は利用契約等に関して当社が負う責任 は、理由の如何を問わず前条の範囲に限られるものとし、当社は、 以下の各号の事由により利用申込者に発生した損害については、債 務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を 問わず賠償の責任を負わないものとします。
  - (1) 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力
  - (2) 利用申込者設備の障害又は本サービス用設備までのインターネット接続サービスの不具合等利用申込者の接続環境の障害
  - (3) 本サービス用設備からの応答時間等インターネット接続サービスの性能値に起因する損害
  - (4) 当社が第三者から導入しているコンピュータウィルス 対策ソフトについて当該第三者からウィルスパターン、 ウィルス定義ファイル等を提供されていない種類のコ ンピュータウィルスの本サービス用設備等への侵入
  - (5) 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない本 サービス用設備等への第三者による不正アクセス又は アタック、通信経路上での傍受

- (6) 当社が定める手順・セキュリティ手段等を利用申込者 が遵守しないことに起因して発生した損害
- (7) 本サービス用設備等のうち当社およびマイクロソフト 社の製造に係らないソフトウェア(OS、ミドルウェア、 DBMS)及びデータベースに起因して発生した損害
- (8) 本サービス用設備等のうち、当社の製造に係らないハ ードウェアに起因して発生した損害
- (9) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起 因して発生した損害
- (10) クラウドサービスプロバイダーの提供するインフラ設備の不具合に起因して発生した損害
- (11) 刑事訴訟法第218条(令状による差押え・捜索・検証)、 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づ く強制の処分その他裁判所の命令若しくは法令に基づ く強制的な処分
- (12) 当社の責に帰すべからざる事由による納品物の搬送途 中での紛失等の事故
- (13) 再委託先の業務に関するもので、再委託先の選任・監督 につき当社に過失などの帰責事由がない場合
- (14) 本サービスに含まれない、アプリケーションの不具合 によって発生した損害
- (15) その他当社の責に帰すべからざる事由
- 2. 当社は、利用申込者が本サービスを利用することにより利用申込者と第三者との間で生じた紛争等について一切責任を負わないものとします。

# FutureOne クラウドインフラサービス (Lite) 利用規約 別紙A

### 1. 用語の定義

FutureOne クラウドインフラサービス (Lite) (以下、「本サービス」という) に於ける用語の定義は以下の通りとします。

- (1) 「仮想マシン」とは、当社が本サービスにて提供する、仮想化技術によって物理的なコンピュータを論理的に分割し、独立した基本ソフトウェアにより動作する論理的なコンピュータをいいます。
- (2) 「仮想記憶ディスク」とは、物理的な記憶ディスクを論理的に分割し、独立した記憶ディスクとして動作する論理的な記憶ディスクをいいます。
- (3) 「ストレージ領域」とは、仮想記憶ディスクを格納するストレージの区画をいいます。
- (4) 「仮想システム」とは、仮想マシンおよび仮想マシンを稼働させるために必要なサービスの集合体をいいます。
- (5) 「平日」とは、月曜日から金曜日 (ただし、祝日および当社の指定する休業日を除く) をいいます。

#### 2. 本サービスの構成

本サービスの構成は、下表のとおりです。

		品名	料金種別
基本サービス	初期設定		一括
	基本運用		月額
	仮想マシン	仮想マシン 運用	月額
		仮想マシン用ストレージ領域 運用	月額
		監視機能 設定	一括
		監視機能 運用	月額
		バックアップ機能 設定	一括
		バックアップ機能 運用	月額
		バックアップ用ストレージ領域 運用	月額
	ネットワーク	DNS 設定 設定	一括
		DNS 設定 運用	月額
		証明書 設定	一括
		証明書 運用	月額
		接続元 IP アドレス制限 設定	一括
		接続元 IP アドレス制限 運用	月額
		VPN 接続 設定	一括
		VPN 接続 運用	月額

# 3. 基本サービスの内容

- (1) 初期設定(初期費用として申込書記載または別途の見積によりお支払い頂きます。)
  - a. 仮想マシン環境構築

当社は、利用申込者がFutureOne クラウドサービス(Lite)利用申込書記載の「搭載ソフトウェア・機能」をインターネット経由で使用できるよう、仮想マシン、ストレージ、バックアップ、スケジュールによるスタートアップ・シャットダウンを構築、構成します。本サービスでは、最大総利用ユーザー数が5ユーザーに制限されます。

o. ネットワーク環境構築

当社は、利用申込者が FutureOne クラウドサービス (Lite) 利用申込書記載の「搭載ソフトウェア・機能」をインターネット経由で使用できるよう、DNS、セキュリティ証明書、接続元 IP アドレス制限の設定を実施します。

# (2) 基本運用

a. 仮想マシン管理

当社は、初期設定により設定または利用可能な状態にされた仮想マシン、ストレージ、バックアップについて、継続的に維持管理します。本サービスでは、最大総利用ユーザー数が5ユーザーに制限されます。

# b. ネットワーク

当社は、必要に応じて初期設定により設定または利用可能な状態にされた DNS、セキュリティ証明書、接続元 IP アドレス制限 について、継続的に維持管理します。

### c. 問い合わせ

問い合わせ受付時間帯	24 時間 365 日
問い合わせ受付方法	FutureOne ヘルプデスクシステム
問い合わせ回答時間帯	平日の9時から17時まで
問い合わせ回答方法	FutureOne ヘルプデスクシステム、電子メール、または電話
障害連絡受付時間帯	24 時間 365 日
障害連絡受付方法	FutureOne ヘルプデスクシステム、 電子メールまたは電話(平日の 9 時~17 時まで)
障害対応時間	平日の8時から17時まで ただし、平日の8時から17時以外の時間帯は、利用申込者と当社が協議のうえ緊急性が高いと両者が合意した質問・相談に対してのみ対応するものとします。
制限事項	当社が提供する本サービスのうち、当社の指定するアプリケーションの動作に影響を与えないものに関する質問には対応致しません。

### d. 障害情報通知

当社は、本サービスが正常に動作していない場合、利用申込者に障害の発生および復旧について通知します。

## (3) 仮想マシン

- a. 仮想マシン 運用
  - ・ 当社は、仮想マシンに対し、vCPU/メモリを利用できるように設定し、継続的に維持管理します。(1vCPU は、Hyper-Threading が有効な Xeon プロセッサ 2GHz の 1 スレッド相当の性能を有します。) また、仮想マシンの生成、消去、起動および停止等を実施します。
  - ・ 当社は、マイクロソフト社の Windows Server、および SQL Server につき、利用申込者が本サービスを利用するために必要な範囲で、マイクロソフト社からライセンスの許諾を受け、利用申込者が利用できるようにします。
  - ・ 当社は、仮想マシンに対しマルウェア対策機能を提供し、マルウェア対策機能の定義ファイル更新機能を継続的に提供します。
- b. 仮想マシン用ストレージ領域 運用
  - ・ 当社は、共用ストレージ機器に対して、仮想マシン用ストレージ領域を 1GB 単位で利用できるように設定し、継続的に維持管理します。

当社は、利用申込者が使用する仮想マシンに対して、仮想マシンの監視を利用できるように設定します。

当社は、前項で設定された監視機能を継続的に維持管理します。またその結果障害を検知した場合は障害対応時間内において仮想システムの復旧、利用申込者への連絡を行います。

c. バックアップ機能 設定

当社は、仮想システム内に、仮想マシンのバックアップ、復元等の機能(以下「バックアップ機能」という)を提供するバックアップ機能を構築・設定します。バックアップは仮想サーバーのイメージフルバックアップを取得し、最低3日間の保存期間を設けることとします。

d. バックアップ機能 運用

当社は、前項で構築・設定されたバックアップ機能を継続的に維持管理します。

e. バックアップ用ストレージ領域 運用

当社は、共用ストレージ機器に対して、バックアップ用ストレージ領域を利用できるように設定し、継続的に維持管理します。

- (1) ネットワーク
- a. DNS 設定

当社は、利用申込者の保有するドメインについて、当社サービス環境に設置された共用 DNS サーバーへの登録または当該登録の変更のいずれかを 1 回実施します。

b. DNS 運用

当社は、前項でなされた共用 DNS サーバーへの登録および設定を継続的に維持管理します。

c. 証明書 設定

当社は、利用申込者が当社の指定するアプリケーションをインターネット経由で使用できるよう、証明書の取得、設定を行いま す

## d. 証明書 運用

当社は、前項で設定された証明書を、継続的に維持管理します。

e. 接続元 IP アドレス制限 設定

当社は、当社及び利用申込者の指定する IP アドレス以外から利用申込者の仮想マシンへインターネット経由で接続出来ないよう、接続元 IP アドレスの制限を設定します。

f. 接続元 IP アドレス制限 運用

当社は、前項で設定された接続元 IP アドレスの制限の設定を継続的に維持管理します。なお、設定の変更については、毎月1回までとします。

- 5. 本サービスの提供時間および計画メンテナンス
- (1) 本サービスは、月曜日から土曜日までの8時から20時まで利用することができます。
- (2) 当社は、本サービスの停止を伴う計画メンテナンスを行う場合、その15日前までに電子メールにてその旨を利用申込者に通知します。
- 6. マイクロソフト社製ソフトウェアの使用

利用申込者は、本サービスにおいて、マイクロソフト社の Windows OS および SQL Server 等のソフトウェアが、マイクロソフト 社からの使用許諾条件に基づき、当社サービス環境において利用されるものであることを了解します。

#### 7. 制限事項

- (1) 利用申込者のネットワーク利用および仮想記憶ディスク利用が当社のサービス運用維持に影響を及ぼすと当社が判断した場合、 仮想システムに対してネットワーク帯域や仮想記憶ディスクアクセス回数を制限することがあります。
- (2) 仮想マシンにおいて、自動フェイルオーバーが発生した場合、仮想マシンのメモリ上で処理中のデータは保証されません。
- (3) 利用申込者は、複数の仮想マシンから同時に同一の仮想記憶ディスクに接続することはできません。
- (4) 利用申込者は、グローバル IP アドレスを任意に指定することはできません。
- (5) 利用申込者は、仮想マシンの MAC アドレスを任意に指定することはできません。
- (6) 利用申込者は、本サービスの利用のために、当社データセンターに立ち入り等をすることはできません。
- (7) 利用申込者は、本サービス利用規約の解約にあたり、解約前に利用申込者からの要望に応じて別途の見積により、当社の指定するアプリケーションのデータを利用申込者に提供します。
- (8) 利用申込者の指定するアプリケーションのデータについては、サービス解約日に、クラウドサービスプロバイダーより提示されている手法によって破棄されます。
- (9) 本サービスはベストエフォート型のサービスであり、他サービス利用者の利用状況などによりサービスの処理能力が低下する可能性があります。